

2018 9 月定例会一般質問 Q&A 全貌

(前住議員) はい。傍聴席にお越しの皆さん、また、インターネット中継で御視聴の皆さん、こんにちは。9番前住孝行です。

まず初めに、7月西日本豪雨、台風21号、北海道地震で被害に遭われた方々に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

本町において7月豪雨災害では池田地区、吉川、浅井の一部に対して避難指示が出されるほどの雨量でした。中尾議員の一般質問でもあった被害に加えて土砂崩れの箇所も多く発生したり、用水路の水取り口が被害を受けたりしました。幸いにも人命にかかわることがなかったことに安堵したところです。その後の全員協議会の場で明るいうちに避難できるような避難情報提供をとお願ひしたところ、考慮に入れていただいている状況を感じています。先ほどの一般質問の中でもあったように進められていることは喜ばしいことだと思っております。

9月2日に大野集落で山火事を想定された避難訓練がなされました。日本赤十字奉仕団の防災委員として私も参加させていただきましたけど、やっぱり若葉団地の自治会長として参考になることが多くありました。消火栓からホース2本分で放水の届く範囲の確認、また、要介護者と支援者の指名をされている状況、また、支え愛マップの見直しなど、自助、共助の段階ですべきことをたくさん参考になるところがありましたので、真似していきたいなというふうに思ったところです。

全国的にも台風21号に加えた高潮による関西空港浸水、また、震度7の北海道地震、さまざまな想定外の災害が当たり前に起こる環境になっています。町民の安心安全を確保するために、若桜町でも公助でできる最善の備えをしていく必要性を感じました。

それでは通告させていただいております2つの質問に移りたいと思います。

森林経営管理システムについて

まずは、森林経営管理システムについてです。

本来なら常任委員会ですっかり勉強してから質問しようと考えていたのですが、5月の所管替えて所管委員会でなくなったため、質疑も含めての質問になりますが、よろしくお願ひします。

本年5月25日の森林経営管理法成立に当たり、来年4月1日には新たな森林経営管理システムが始まります。この森林システムがスタートするきっかけとなったのも地球温暖化対策の自然災害の防災の観点もあるそうです。そこで全国的には1,000万ヘクタールの人工林3分の1が森林経営に適さない林地、3分の2が適する林地と分けて対応していくようですが、

若桜町の適する林地は全体の何割ぐらいか、またその中で施業していない林地は何割ぐらいか、大まかな数字になると思いますが、お尋ねします。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。新たな森林管理システムについて、森林経営に適さない林地、適する林地と分けて対応していくが、若桜町の適する林地は全体の何割ぐらいか、また、その中で施業していない林地は何割ぐらいかお尋ねしますとのご質問でございますが、新たな森林管理システムにつきましては、本年5月25日に成立いたしました森林経営管理法に基づき、来年度からスタートすることになります。この新たな制度では森林所有者が森林の適切な経営や管理を行わなければならないとされておりまして、森林所有者がみずから管理や経営を行うことが難しい場合は、市町村が森林所有者から森林の経営や管理の委託を引き受け、森林経営に適した森林の場合は、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、森林経営に適さない森林の場合は市町村がみずから管理を行うこととされております。この新たな制度がターゲットにしておりますのは現在、集約化されていない区域や経営管理が行われていない区域であり、おおむね森林経営計画が策定されていない区域が該当すると考えられます。

この面積についてですが、若桜町全体の人工林面積、公社、公団の部分を除きますと6,749ヘクタールのうち、森林組合等により森林経営計画が策定されている面積は約3割の2,149ヘクタールとなっております。残りの約7割の4,599ヘクタールについては森林経営計画が未策定となっております。これが新たな制度の対象となる区域と考えられます。この区域の中で、森林経営に適した森林とは地形等の条件にもよりますが、林業経営者が収支を見積もって採算が合うと判断し、市町村から再委託を受けた森林となります。市町村が再委託を呼びかけても林業経営者から手が挙がらない森林は結果的に森林経営に適していない森林となります。この森林経営に適した森林、森林経営に適さない森林の仕分けは来年度以降、新たな森林経営管理制度を進めていく中で、森林組合等の協力を得ながら徐々に仕分けされていくと考えております。

このため、今現在は森林経営に適した森林、そのうち施業していない林地の面積については把握することは困難でございまして、今後、この制度に取り組む中で把握に努めてまいりたいと考えておるところでございます。参考ではございますが、国では全国の人工林の面積約670万ヘクタールのうち、3分の1が既に集約化されている森林、集約化されていない森林のうちの3分の1が林業経営に適した森林、残りの3分の1が林業経営に適さない森林ではないかというふうに推測されているところでございます。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。本当にゆっくり答弁していただきましてありがとうございます。よく搬出量、間伐とか搬出量とかで8,000立米を出すとかってというような

説明とかを聞くんですけど、大体どれくらい進んでいるのかっていうのを把握してなかったんで、こういうような質問をさせていただいております。答弁の中でも施業されてない林地、把握が難しいと思って大まかにお尋ねしたんですけど、かなりの範囲がまだまだなのかなというふうに思います。はい。それも認識させていただきました。

では、2番のほうに移りたいと思います。その適する林地で所有者不明林地の大まかな面積や件数、またその対応についてお尋ねします。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。森林経営に適する林地で所有者不明林地の大まかな面積や件数、その対応策についてお尋ねしますとの御質問でございますが、新たな森林経営管理制度が導入されました背景には全国的な課題といたしまして、所有者不明森林の存在がございます。全国的な状況では地籍調査によると、林地面積の約4分の1は所有者が不明、農林業センサスの調査によりますと、森林面積の約4分の1は所有者が森林の所在地以外の市町村に居住しているなど、所有者や境界の確定が困難となっており、森林整備や路網整備の支障となっております。新たな森林経営管理制度の基本的な流れでは、手入は行き届いていない森林のうち、ある程度所有者の情報が整理された区域から経営管理をみずから行うのか、市町村に経営管理を委託するのかなど、所有者に対し、まずは経営管理の意向調査を行うこととされています。この意向調査の結果、回答が返ってこないなどで所有者不明森林が判明することとなるため、来年度以降、この新たな制度を進めていく中で所有者不明森林の件数や面積が徐々に集計されていくものと考えております。

このため、今現在では所有者不明森林の面積や件数を把握するのは困難でございます、この制度に取り組む中で把握に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、所有者不明森林への対応についてでございますが、森林経営管理法によれば一定の手続きを得ることで経営管理権を市町村に移すことができることとされておりますので、これまで林業経営が可能であるにもかかわらず経営管理されずに放置されていた森林の整備を進めていくことができると期待しておるところでございます。

(川上議長) 前任孝行議員。

(前任議員) はい。やっぱり森林、まずそうですね、所有者不明林地についてもなかなか把握しにくいということも何となく察しておりまして、大まかな数字って言うんですけど、いたしかたないかなというふうに思っております。それで、その対応策のことについても答弁いただきました。それで、私も調べましたところ4パターンの対応というか、意向調査をした上での対応があるそうで、まず、原則といたしましては全部確知といたしまして全員が同意するという、それが原則なんですけど、そうすると申し出があつ

て計画策定、同意も徴収して計画で権利設定というような流れでいかれるということでした。

それで、2番目なんですけど、一部不確知というような状況がある場合です。共有者の中の不明な森林がある場合ということで、そうなると一部不確知ということで、その方に対して配偶者と子どもを探索するということが、それで、それをまた告示をして6カ月以内に異議がなければ同意とみなすということで計画策定ということになる。

また、3パターン目としましては、所有者が不明な森林の特例ということで全部不確知の場合も探索されて公告をして、それで6カ月以内に異議がなければその後4カ月以内に裁定をして、裁定申請がされてそれで同意とみなされると、それで、計画策定。

それで、4番なんですけど、所有者不同意森林の特例ということで、不同意者がある場合です。この場合ですが、勧告をして2カ月以内に同意がなければ勧告から6カ月以内に裁定申請、それで、勧告があつて意見書があつて2週間以内だそうです、これは。それで、裁定で同意みなしということで、同意みなしにつながるような対応策になっているということでした。それは、私自身はその森林、森林というか、林業施策が進んでほしいと思っていますのでどんどん進めていってほしいんですけど、やっぱり質問の中で、やり取りの中でやっぱり強制されるんかというような、結局同意せんといけれんようにさせられているんじゃないかというような意見もあつたりするんですけど、そのあたりについて、ちょっと詳しいあれになるかもしれませんが、心配されている方があるようですが、そのことについてはどうでしょうか。

(川上議長) 答弁求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。答弁につきましては担当課の参事より答弁させます。

(森農林建設課参事) 農林建設課の参事の森でございます。今、同意をしてないのに取り上げられるのかというような危惧を抱いている町民の方がおられるということなんですけども、これまで経営や管理をしてきました森林所有者さんから森林を取り上げるということではございませんので、みずから経営や管理を行っていきたいという場合は、これまでどおり森林所有者さんの経営や管理ができるということでございますので、そういうみずから経営管理を行っていきたいという方がいらしたら、それを継続できるように支援するということをしていきたいと考えております。

(川上議長) 前任孝行議員。

(前任議員) はい。すみません。えらい深いところで質問をさせていただきまして、実は私もこの全国森林環境税創設促進議員連盟の総会に出させていただいて、その中の意見としてそういったことが出ておりました。それで、とにかく同意してないんだから進みませんということは言っとられたので、先ほどの答弁でいいのじゃないかなというふうに思います。そういった町

民の方もおられるかなと思ってちょっとわざと質問させていただきました。はい。その研修の全員協議会で報告のときにもちょっとそういった意見もあったので質問させてもらっているところです。では、戻ります。

では、3番目の質問に移ります。森林環境贈与税の配分率もほぼ決まっています、都市部への配分もかなりあるようです。都市部と連携した事業も考えなければなりません。都市部の人たちが植林などの体験活動をするようなことが考えられますが、木で遊ぶ、森で遊ぶ活動など若桜町で既にされている団体とのつながりも考えられますが、そのことについてはどうでしょうか。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。森林環境贈与税の交付について都市部と連携した事業も考えなければならないが、都市部の人たちが植林などの体験活動をすることや木で遊ぶ、森で遊ぶ活動など、若桜町で既にされている団体とのつながりも考えられるがとのご質問でございますが、森林環境贈与税は来年度から交付される予定になっております。御負担いただく都市の方々を初め、国民の方々が御理解が得られる形で税が活用されるよう森林の公益的機能が十分発揮できるような取り組みを始めていくことが重要だというふうに考えております。町内では若桜ニホンリスの森づくりプロジェクトが地元や鳥取市内の小学生を対象に森林環境教育などの活動を数年前から取り組んでおられます。また、本町の森林が育む豊かな水が絶え間なく下流域の住民に供給されていることなど、本町の森林が広くその恩恵をもたらしていることについて理解と関心を深めていただくため、都市の方々と交流促進や若い世代の方々に森林に親しむ機会を提供していくことは大切なことだというふうに認識しております。

一方、税の用途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備及び促進に関する費用に充てなければならないというふうにされており、今現在それ以上に具体的な用途が国県からは指名されていない状況でございます。今後、具体的な税の用途を検討していく中で、税の活用が可能であれば若桜木育の会の大阪での木工体験教室や武蔵野市家族自然体験交流事業による受け入れ家族と町民との交流、また、氷ノ山自然体験の事業など町民の皆さんと都市部の方々が自然を通して交流できるよう進めていきたいというふうに考えておるところでございます。先日も武蔵野市の家族が来られまして、大変吉川でさまざまな自然体験をいたしました。本当に喜んで帰っていただいておりますので、ぜひこういうことは続けてまいりたいというふうに思っております。

(川上議長) 前任孝行議員。

(前任議員) はい。近い所では鳥取市なんかというふうに思うんですけど、鳥取市もたくさん森林あるというふうに思いますので、先ほど町長答弁でありましたように、武蔵野市とか、また今後台湾の学校とかということで、関西

地域とかにも交流に、交流促進で行かれると思ったりしますので、そういった面でもぜひともこういった活動を広げていただければいいかなというふうに思います。

先ほど木育の会のことも言われていて、本当に移住されて来た方とちょっと話をしたときに、すごい木工の玩具っていうか、すごい反応がいいみたいでして、ほかの町が真似してくるんじゃないかくらいな勢いで、何か木工の玩具とかが人気だそうなので、またそういった面でも使っていただければ本当にいいものになってくるのかなというふうに思いますので、さまざまな領域っていうか、で移住促進やら教育、自然体験の教育面とかで使えるようになればなというふうに思ったところです。

それで、このことも都市部へこんなのができるでというような働きかけをしてほしいというふうに言っておられたので、そういった宣伝ですか、そういったことができるくらいのもをもっと置きたいなというふうに思ったところです。

では、4番目の質問に移りたいと思います。先ほども言いましたね、この質問っていうのはその全国森林環境税の創出促進議員連盟第25回定期総会に参加させていただいて、林野庁の計画課長であります小坂善太郎氏の報告を聞いての質問になります。あとで知ったことなんですけど、6月の県議会、一般質問でも福田県議が同様の、似たような質問をされていて、それで、若桜町に職員を派遣していて、これは森参事のことでよ、はい。広域にわたった職員体制の必要性を答弁されたようです。一般質問が確か同じ日だったので僕も行けませんでしたから、知りませんでしたけど。それで、林野庁の小坂計画課長は市町村が所有者に意向調査、経営管理権集積計画の策定等を行うこととなり、大変な業務になるが、使命と思って頑張りたいというふうに言われました。市町村向けに支援策等々も考えられているそうです。その辺も踏まえてになりますが、また、町長の公約にも林地台帳整備をされるというふうに聞いておりますので、どのような体制で森林整備に取り組まれるおつもりか町長の所見を伺います。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。所有者への意向調査、経営管理権集積計画の作成などや林地台帳整備に当たりどのような体制で取り組むのか町長の所見を伺うとの御質問でございますが、新たな森林経営管理制度は市町村が主体となり、森林経営管理の集積集約化を進めるものでございますが、森林経営計画が作成されていないなどの対象森林の抽出、意向調査から始まり市町村へ経営委託を希望する森林に対し、経営管理権集積計画を作成、関係所有者から同意を取得後公告し、市町村が経営管理権を取得、このうち条件がよく経済ベースにのる森林は経営管理権配分計画を作成、公告し、民間業者が経営管理実施権を取得、経済ベースにのらない森林は市町村がみずから管理して

いくなど、多くの事務が発生することになります。全国的にその実施体制の整備が重要な課題となっており、市町村の専門職員の不足が懸念されておるところでございます。一方、最近の林業関係の動きといたしましては5月に千代川流域の1市4町が林野庁の林業成長産業化地域創出モデル事業を実施する地域としまして、全国12地域の1つとして認定を受けたことから8月にはこの事業を実施する組織として1市4町森林組合、林業関係者で千代川流域林業成長産業化推進協議会を設立いたしましたところでございます。この協議会では新たな森林管理システムの広域的な実施体制の構築に向けた調査研究などに取り組むことにしております。このような動きの中で来年度からスタートする森林経営管理法に基づく所有者への意向調査、経営管理権集積計画の作成や林地台帳整備等についても国や県、他の市町や森林組合等と広域的に連携して共同で事務を進めていくことも1つの手法だというふうに思っておるところでございます。

先月20日に八頭町の吉田町長、それから県林政企画課伊藤課長、それから八頭中央森林組合の前田代表理事組合長と一緒に林野庁を訪問し、マンパワーや専門職員の不足等、町の体制整備に係る課題や運用に係る懸念をお伝えしたところでございます。また、その対策といたしまして、新たな森林経営管理制度に精通し、実務やリーダーシップを発揮できる林野庁職員を派遣していただくよう要請をしたところでございます。引き続き来年4月に向けまして新たな森林経営管理制度をスムーズに動かすことができるように、国県にお願いしながら体制整備の検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。本当に今は災害対応のこともあり、この森林管理システム導入等で農林建設課、本当に大変な思いをされておるんじゃないかなというふうに思って、こういった質問をさせていただいております。先ほど林野庁のほうに要請をされたということで、何とかそういった職員が派遣していただけるようになればいいのになというふうに思っております。それで、先ほども初めのほうで質問させていただいて結構たくさんの対応する林地がありますし、同意を得たりするようなこと等、本当にすごい労力がかかるんだろうなというふうに思っておるんですけど、その計画はいつごろまでという、何か目標っていうか、策定されるつもりであるかということはどうももしありましたら教えていただけたらと思います。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。今の答弁につきまして担当課の森参事に答弁をさせます。

(森農林建設課参事) 農林建設課の森でございます。いつごろまでに計画を策定するかということもございますけども、今その林業成長産業課の協議会の中でそういったことも広域的に市町村連携しながら事務を進めていくというような調査研究も行うことが始まっておるところでございますし、そうした森

林組合と林業事業体とか、そういったことも協議調整が必要でございましょうし、来年度からスタートするものですから、年度内にはある程度取り組む体制といたしますか、そうした方向性を決めていきたいというふうに考えておるところでございます。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。本当に今の体制だと結構時間かかるんじゃないかなというふうに思っておりますし、また、その林野庁のほうからもし専門の方が来られたら早くできるかもしれませんし、ということで、それによって全然状況は違うと思うんですけど、とにかく私自身はこの林業施策っていうのは、若桜町の重要な課題であるというふうに考えておりますので、ぜひとも、なるべく早いうち、早い対応でしていただけたらなというふうに思っております。はい。

(川上議長) 暫時休憩をいたします。

暫時休憩

I P 告知端末機の活用について

(川上議長) 休憩前に引き続き会議を再開します。9番前住孝行議員。

(前住議員) はい。それでは、午前中に引き続きまして、大きい2番目のI P告知端末機の活用について質問させていただきます。

平成22年12月の一般質問ではI P告知端末機についての一般質問が多くなされていました。導入当時の想定と現在の使用状況を比べられ、効果成果の検証をどのように考えられているのか、町長の所見を伺います。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。I P告知端末機導入時の想定と現在の使用状況を比べ効果成果の検証をどのように考えているのか、町長の所見を伺いますとの御質問でございますが、平常時から緊急時までのさまざまな状況の中で、コミュニケーションや防災等をサポートする機器として高齢者の方でも簡単に操作できるタッチパネル式端末を活用したI P告知端末の設置を平成23年度より開始しております。現在では町内の約94%の世帯にI P告知端末を設置しております。使用回数については多い年で1,297回、少ない年でも936回の配信をしております。平成29年度については1,266回であり、内訳は役場が1,080回、集落放送が186回でございますが、非常に多くの情報発進ツールとして活用しているところでございます。

使用状況については導入当時想定していた町内無料テレビ電話、役場からのイベント情報、事業等の案内、安否確認等の福祉サービス、町内20カ所設置の河川監視カメラによる河川防災活用、各集落内放送での情報共

有等について継続的に活用されているところでございます。これらのことから効果・成果は十分に出ており、今後につきましても福祉防災の情報発進等、また新たな活用方法を摸索するとともに未設置世帯への設置啓発を継続的に行い、今後もより多くの世帯へ情報の発信を行っていきたいと考えておるところでございます。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。私も効果としては本当にいいもので活用されて、より活用されていけばと思って質問させてもらっておりますが、やはり課題もあるんじゃないかなというふうに思いまして、先ほども町長のほうもちょっと言われておりますけど、やっぱりいいものですので、未設置世帯っていうかね、そういったことの働きかけとか、それで、その発信するほうはいいんですけど、それをちゃんと本当に見られているのかどうかというようなこと等もあると思います。それで、ある方から話を聞いたことがありまして、家の中の設置場所があまりよくなって、いつもいる場所とは全然かけ離れた場所にあるんで1つも見らへんという人もあったりもしたりしていますので、そのあたりも課題なのかなというふうに思っております。それで、電話回線のない若者世帯はその設置ができないっていうこともあったりしてやっぱりそのよさというのなかなか金銭面のことがあったりもすると思うんですけど、周知だけで本当にいいのかどうかということもありますので検討いただけたらなというふうに思います。

それで、結構高齢化率も上がってきていて、それでそういう機器自体にも触る気を失っておられる方とかいうふうにあったりもするそうですが、以前話を聞いたところによりますと、お悔みの情報を上げると何かよく触ってみられるというようなことを聞いたりしておりますが、そういった情報を出す、それはあれですよ、広報していい人のみですけど、そういった考えというのはないかどうか、お尋ねします。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。今、先ほど前住議員より本当にいい提案をいただきましてありがとうございました。お悔みにつきましては以前ものせたらどうだというような話も出ておったことを記憶しておりますしぜひ、当然本人同意は必要でございますけども、掲載について前向きにこれ検討させていただきたいと思っております。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。これで気になされる方は気になって触ってもらえるのかなというふうに思いますので、ぜひとも進めていただけたらというふうに思います。

では、2番目の質問に移りたいと思います。先ほども言いましたが、さまざまな情報を提供されていまして、若桜で起こっていることなど知るにはとてもよいツールになっていると考えております。さらに買い物とか、交通手段の予約など、町内業者と協力しながら活用される想定はないのか

お尋ねします。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。買い物や交通手段の予約など町内業者と協力しながら活用される想定はないのかお尋ねしますとの御質問でございますが、買い物の予約についてはオプションではございますが買い物支援、お使い券というシステムがございます。役場管理者が商店などの登録を行い、商店が情報を入力した上で実現できる機能としては商店選択、商品選択、配達時間指定などがございます。また、テレビ電話機能との組み合わせにより、電話を活用しての問い合わせも可能となっております。ただし、商店側にも商品を入力する労力や管理端末の導入経費等の費用負担も発生いたします。したがって、もし、導入するのであれば協議をしていくことが必要でございますし、若干、時間も必要になるのかなと考えております。

次に交通手段の予約についてですが、オプションもなく新規に開発しなければならないということがございまして、コスト的にも相当額必要になることが想定されますとともに、現状の交通機関のままでは予約などの仕組みもないので、現状では難しいかなというふうに思っております。導入する前に、まず交通機関、交通手段の確保、運用方法の見直しというのがまず必要ではないかなというふうに思います。それで、IPを活用した買い物や交通手段の予約などが実現すれば前住議員言われるように、交通弱者や高齢者の方にとって有効な施策であり、買い物に限れば車をお持ちの方も買い物に係る時間を有効に活用できるという利点もございますが、やはりまず商工会を中心とした商店の皆さんとの協議をまずやっていきたい。その中でやはり必要であれば、導入する気があれば活用しやすいシステムを構築しながら、コスト面もございますけども、考えていく必要はあるなというふうに思っておりますが、かなりハードルはちょっと高いんじゃないかなと思います。それと、いろいろ今、高齢者の皆さんにお話をちょっとお聞かせ願ったんですけども、移動購買車の購買が今、だんだん数が減ってきておるといのも聞いております。やはり買い物の楽しさは何ぞや、という部分もございまして、やはり自ら買いたいという、その希望というか、欲望というか、そういう要求があるみたいですので、そういう高齢者の皆さんの要求をいかに満たしていくかっていうこともやはり買い物支援には大切なことではないかなというふうに思っております。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。町長と思いは一緒なんだなというふうに思わしていただきました。また、この質問を考えたのは中原の方だったんですけど、近くの商店が閉鎖されていて、それで、買う場所がなくなったんで何とか考えてくれんかっていうことで、僕もいろいろ考えた上でちょっと、じゃ、こういう方向ではどうなんかなと思って質問さしてもらっているところですし、町営バスのほうとかでも、ちょっと空の町営バス運行があつたりもするのを回避

するのに何か乗るときにポチッと押したらみたいなことをちょっと考えとったんですけど、なかなかそういったオプションはないようですし、また費用がかかってくるのかなというふうに思いますので、その辺あたりももっと検討していただけたらというふうに思います。

では、3番目の質問に移りたいと思います。防災無線での迅速な情報提供と合わせてIP告知端末機でも視覚的にわかる情報も必要だと考えますが、これはあれです。災害に関してです。それで、耳の聞こえにくくなった方っていうのもふえてこられると思いますし、聴覚障がい者の方にも情報提供が必要だと考えますが、どうでしょうか。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。防災無線での迅速な情報提供と合わせてIP告知端末機でも視覚的にわかる情報も必要だと考えます。耳の聞こえにくくなった方や聴覚障がいの方にも情報提供が必要と考えますがとの御質問ですが、現在は台風接近等有事の際には防災無線により町民の皆さんに情報を提供しております。また、8月23日～24日にかけての台風20号、9月3日の台風21号の際には町のホームページに台風接近による注意喚起や避難所の開設情報、公共交通情報、町内施設の休館情報などを掲載したほか、避難勧告や避難指示の用語説明など、防災に関することも掲載し、町民の皆さんに情報提供いたしました。これまではIP告知端末機での情報提供として公共交通機関の情報やイベントの中止などの情報を提供しておりましたが、前住議員のご質問にありますように、今後は防災無線と合わせてIP告知端末機での情報発信を行い、町民の皆さんや聴覚・視覚などに障がいのある方にも広く周知できるよう行っていきたいと考えており、情報提供の内容を検討するなど、さらにきめ細やかな情報がわかりやすく提供できるよう努めてまいりたいと考えております。例えば、有事、何かがあった際に、今のIP告知端末機にわかりやすいランプをつけるというような手法もございしますので、合わせまして検討をさせていただきたいと思っております。

(川上議長) 前住孝行議員。

(前住議員) はい。そうですね、災害に関係したときに情報提供で、ホームページで情報を上げておられるということで、私自身もちょっと確認させていただいて、本当に午前中の質問にもあった避難準備や避難勧告、避難指示の説明とかも書いてあって、確かにこういうのがパッと皆さん方にわかれば判断しやすいなっていうふうに見させていただいた状況はあります。それで、私自身もIP電話でそういったホームページが見られないのかなと思って、実はちょっと試してみたんですけど、メモリーオーバーで、もうちょっとのところまで出るんですけど、強制終了されるような状況があったりして、それは機器の問題なのか、サーバーの問題なのか、ちょっと僕自身はちょっとよくわかんないんですけど、ちなみに氷ノ山の貴公子のブログは見えます。はい。そんなことはどうでもいい。はい。なので、やっぱり動画とか、

動画っていうか、ホームページは何か写真が入れ替わったりとかするよ
うなのがあったりするんでメモリーオーバーになるんかなというふう
に思ったりもしますので、何とかすればできるんじゃないかなという
ところもあったりもしますので、また検討していただけたらなという
ふうに思います。

では、次の4番目の質問に移りたいと思います。議会報告会では毎
年のようにIP告知端末機で議会中継が見えるようにならんのかって
いうふうに言われます。見える化を図る上で視聴できるようにする
おつもりはないのか、お尋ねいたします。

(川上議長) 答弁を求めます。矢部町長。

(矢部町長) はい。IP告知端末機で議会中継を視聴できるように
するおつもりはないのかお尋ねしますとのご質問でございますが、
通信システムの向上やSNSなどにより見える化が普及してきており、
議会中継についても見える化を行うことでより関心を持っていただき、
議会の状況など配信していくこともとても重要であるということは
十分認識させていただいております。しかしながら、現行システム
では数分レベルの動画の視聴は可能ではありますが、議会中継を
リアルタイムまたは動画配信するような場合、アクセスが中断する
等、正常な動作ができなくなります。仮に、これらの動作を可能に
するシステム改修を行う場合、最低1,000万円以上のコストが必要
となってまいりますし、また今、あるIP告知端末機の画面サイズや
画面の解析度、またIP告知を外部モニターへの接続ができないなど
を勘案しますと現状ではやはり導入することはちょっと難しいん
ではないかなというふうに思っておりますので、今現在はパソコン
ですとか、スマートフォンをお持ちの方はインターネット経由で視
聴が可能ですので、そちらのほうを御利用いただきたいという
ふうに思っております。

(川上議長) 前任孝行議員。

(前任議員) はい。町長のすばらしい答弁を聞いていただけるか
なというふうに思ったんですけど、なかなか1,000万かかるという
ことで難しいようです。でも、町民としてはそういった意識もあ
るということです。それで、23年度導入ということなので、もう
ちょっとっていうか、あれですかね、もうそろそろ機器の更新時
期になるんじゃないかなというふうに思います。結構インターネット
関連の状況もすごい、年々、なんだろう、機器等、何ていうん
ですかね、容量っていうか、容量っていうか、配信量っていうか、
そういうのがふえてきて、より古い機器だと何もできないまんま
終わっちゃうんかなというふうに思ったりしておりますので、また
お金のかかることになるかもしれませんが、そういった機器更新の
ときに、こういった観点のところを踏まえていただきまして、タ
イムリーな若桜の情報提供っていうのを進めていただけたらな
というふうに思います。導入時は担当者であった町長ですので、
僕が考える提案よりはより、なんだろう、多様、多様なことを
考えておられると思いますので、そういったことも合わせな

がら、より効果の向上を期待しまして一般質問を終わりたいと思います。
どうもありがとうございました。